

地下水中の硝酸性窒素対策に関する熊本県基本計画に係る
県政パブリック・コメント手続きについて

硝酸性窒素は、それ自体は急性毒性をほとんど持ちませんが、乳幼児の胃の中で微生物により亜硝酸性窒素に還元された後体内に吸収され、血液中のヘモグロビンと結合し、酸素欠乏症を引き起こすといわれています。

そのため、水道法では、各家庭に供給される水道水の水質基準を設けており、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の合計量として 10 mg/L 以下と定められています。また、地下水の環境基準としても、10 mg/L 以下が定められており、県内でも地域によってはこの基準を超過して、井戸水が飲用できなくケースも見られます。

地下水中の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（以下「硝酸性窒素」という。）の高濃度化は、主に3つの要因（生活排水の不適正な処理、家畜排せつ物の過剰な土壌還元や窒素肥料の溶脱）が考えられています。

県では、広域的な高濃度化が確認された荒尾・熊本地域[※]について、平成 15 年（2003 年）3 月に「荒尾地域硝酸性窒素削減計画」（熊本県，2003）を、平成 17 年（2005 年）3 月に「熊本地域硝酸性窒素削減計画」（熊本県，2005）を策定し、地元市町村をはじめ関係機関や農業従事者の協力を得ながら対策に取り組んで参りました。

その結果、地下水中の硝酸性窒素の平均濃度は減少等の改善が見られておりますが、一部、環境基準（以下「基準」という。）超過が継続又は更に濃度が上昇傾向を示す井戸が確認されております。

また、両地域以外でも、水道未普及地域での基準超過により飲用不可の井戸等が確認されていることから、地下水中の硝酸性窒素対策に関する取組みの推進が必要な市町村や地域を明確化し、市町村の個別計画策定を支援することで、硝酸性窒素対策の効果的かつ更なる推進を図るための計画案を作成しました。

つきましては、この「地下水中の硝酸性窒素対策に関する熊本県基本計画（案）」について、広く県民の皆様から御意見をいただくため、下記の要領でパブリック・コメントを実施します。

※熊本地域とは、熊本市、菊池市（旧泗水町、旧旭志村の区域に限る）、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町の 11 市町村からなる地域をいう。

記

1 御意見募集の対象

地下水中の硝酸性窒素対策に関する熊本県基本計画（案）

※参考資料：地下水中の硝酸性窒素対策に関する熊本県基本計画の概要（案）

2 御意見募集の期間

令和6年（2024年）2月2日（金）～3月4日（月）（必着）

3 案の掲載（閲覧）場所

（1）熊本県ホームページ

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/51/194717.html>

（2）熊本県環境生活部環境局環境保全課（行政棟新館5階）、 情報プラザ（行政棟本館1階）

（3）各広域本部地域振興局総務（振興）課（県内10箇所）

（4）くまもと県民交流館パレア（テトリア熊本ビル9階）

（5）熊本県立美術館本館及び分館

（6）熊本県立図書館

（7）公立大学法人熊本県立大学

4 御意見の提出方法

御意見については、住所、氏名（団体としての御意見であれば団体名）及び電話番号等をお書き添えいただき、以下の方法でお送りください（様式は問いません。）。

なお、電話や口頭による意見の提出は受付できかねますので、御了解願います。

（1）電子メールの場合

メールアドレス kankyouhozen@pref.kumamoto.lg.jp

（2）ファックスの場合

FAX番号 096-387-7612
熊本県環境保全課 行

（3）郵送の場合

〒862-8570（郵便番号を記載されるだけで県庁に届きます。）
熊本県環境保全課 行

5 御意見の取扱い

お寄せいただきました御意見につきましては、後日、県の考え方をお示しし、県庁ホームページ（<https://www.kumamoto.jp>）などで公表いたします。その際、住所、氏名、電話番号などの個人情報を除き、御意見の内容が公開されることを御了承ください。

なお、御意見への個別の回答はいたしかねますのであらかじめ御了承ください。たくさんの御意見をお待ちしています。

6 その他

- (1) 御意見には、日本語を使用してください。
- (2) 御意見用紙の大きさや枚数は問いませんが、意見が長文になる場合や添付資料が多い場合などは、大変お手数ですが、併せてその要旨を添付いただき、郵送により御提出ください。

熊本県環境保全課

〒862-8570（県庁専用番号）

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

TEL：096-333-2271（直通）